平成２３年（フ）第１４７号
三重県四日市市新正５丁目２番５号
債務者　秋田　　繁
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
三重県四日市市浮橋２丁目８番地１　大和の里Ａ201、住民票上の住所三重県四日市市浮橋２丁目６番地10
債務者　西村麻理依（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
三重県四日市市堀木２丁目６番16号　さくら荘、前住所三重県四日市市堀木２丁目12番10号　ラウムアザレー403号室
債務者　杉野春美こと　洪　　春美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
三重県四日市市三ツ谷町７番３号
債務者　柿川　信也
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
三重県桑名市長島町殿名864番地２
債務者　澤田　絹子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
三重県四日市市尾平町1779番地
債務者　山本　久一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
三重県四日市市みゆきケ丘２丁目1504番地202
債務者　吉村　圭太
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
三重県四日市市釆女町123番地２
債務者　有賀　静恵
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子253番地36
債務者　田口　香織（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
三重県桑名市多度町御衣野1068番地
債務者　野中由紀子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８１３号
埼玉県狭山市新狭山３丁目１番地の２レジデンス新狭山207
債務者　藤井　浩彦
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８１４号
兵庫県姫路市岩端町176番地
債務者　藤井喜代子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市忍町217番地若田ビル１Ｆ、従前の住所兵庫県姫路市土山６丁目10番18号
債務者　チヂミはうすこと　山下　厚子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３３号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目８番29―１号
債務者　吉中　昭彦
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５６号
奈良市西登美ヶ丘３丁目19番12号
債務者　森本　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５７号
奈良市三条大路２丁目１番76―205号
債務者　増田　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７４号
広島市安佐南区東原３丁目29番17―310号
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部